

名古屋都市計画 都市計画変更原案説明会 議事要旨

日 時：令和5年8月7日（月） 午後7時～午後7時40分

場 所：日進市役所南庁舎2階 第5会議室

参加者：2人

（事務局）都市計画課 川合主幹、眞野主事

次 第：1 あいさつ

2 議題

名古屋都市計画公園の変更について

3 質疑応答

配布資料：次第

名古屋都市計画公園の変更（日進市決定）

理由書

土地区画整理事業の概要

日程表

総括図

計画図・仮換地図・測量図 計7枚

事務局	（資料に基づき説明）
参加者	事前協議は誰と誰がするものなのか。
事務局	市と愛知県で行う。
参加者	知事への協議との違いは。
事務局	都市計画法に基づく協議であり、知事への協議は、本協議と認識していただければと思う。
参加者	事前協議はどのようなことを行うのか。
事務局	都市計画決定に基づく手続きに必要な法定図書等の内容の確認を行う。
参加者	香久山西部1号公園は公園の形がいびつであり、今後、遊具や植栽を行っていく際に近隣住民への苦情等の想定は。
事務局	遊具などの配置に関しては、今後の基本設計や詳細設計の段階で検討をしていく。その時にパブリックコメントやワークショップ等を通して近隣住民などのご意見も取り入れるなど検討していく。
参加者	公園の位置は本当にこの場所でよいのか。近隣住民への周知等は大丈夫なのか。
事務局	公園の位置に関しては、区画整理事業として事業認可を得ており、対外的にも公表されているものとなっている。

参加者	香久山西部 1 号公園の西側には既存住宅があり、その方々は公園ができることは知っているのか。
事務局	区画整理事業として公園ができることは公表されている。しかし、その方々が詳細まで知っているかどうかはわからない。
参加者	既存住宅の方々が公園ができることを後から知って、苦情等にならないように事前周知をしてほしい。
事務局	区画整理事業の担当課である区画整理課に伝える。
参加者	香久山西部 2 号公園の南側は池か
事務局	調整池になる。

以上